

法務総合研究所

研究部報告

42

—再犯防止に関する総合的研究—

2009

法務総合研究所

は し が き

日本の一般刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録した後、5年連続で減少したが、依然として相当高い水準にある。また、窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は平成16年まで増加を続け、その後3年連続して減少したものの、なお高水準にある。

このような犯罪情勢をもたらす原因となっている犯罪者の中には、生涯で1回だけ犯罪を行う者（初犯者）と繰り返して犯罪を行う者（再犯者）が存在する。このうち、再犯者が特に問題となるのは、犯罪者に占めるその人員の比率が比較的低いにもかかわらず、事件数全体において再犯者による事件数の比率は、初犯者のそれに比べて格段に高いからである。この事実は、これまで、国内外の複数の実証研究において明らかにされてきた。今回の調査においても、戦後の日本においては、約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われていることが判明している。

このような事実に基づき、犯罪対策において、再犯の防止は、非常に重要であり、古くから、刑事政策上の重要なテーマの一つとなっている。犯罪対策は、1犯目の予防と再犯の防止とに大別されるが、欧米では、それぞれの法制度の下、再犯者に対して、これまで多様な刑事政策上の施策が採られてきた。日本においても、依然厳しい犯罪情勢を改善する一つの効果的な方策として、再犯の防止に向けた有効な対策が不可欠である。

このような観点から、本研究では、近時の日本における再犯の傾向について官庁統計に基づいて概観した後（第1編）、有罪の確定裁判（前科）に関する約60年間にわたる膨大な記録及び矯正・更生保護関係の統計資料を対象に、犯罪及び再犯の長期的傾向、罪名別、年齢層別、再犯期間別を基本とする詳細な犯罪及び犯罪者の分析を行い、再犯防止に係る課題の抽出に努めた（第2編）。その分析結果を踏まえ、より効果的な犯罪予防及び再犯防止策について、米国、カナダ、英国及びオーストラリアにおける実地調査及び資料収集を通じて探求し（第3編）、それらを総合して、今後の日本における再犯対策に関して、分析の総括と実証的根拠に基づく実践の観点に基づいた検討・考察を行った（第4編）。

本研究の実施に際して多大の御協力をいただいた関係機関の各位に深甚なる謝意を表するとともに、本研究の成果が、幅広く活用されることを願っている。

平成21年2月

法務総合研究所長

小 貫 芳 信

要 旨 紹 介

第 1 編 最近の再犯者の実態

ここでは、刑事司法の手續段階に沿って、検挙（警察段階）、検察・裁判、矯正（施設内処遇）、更生保護（社会内処遇）における再犯者の状況について、それぞれの所管機関による統計を基におおむね過去10年間の傾向を概観した。

一般刑法犯検挙人員中の再犯者の人員及び再犯者率は、近年、増加・上昇傾向にあるが、再犯者の人員については、平成19年は前年と比べて若干減少した（4,112人（2.8%）減）。

成人の一般刑法犯検挙人員中の有前科者の人員は、近年、増加を続けていたが、平成19年は前年と比べて若干減少した（2,999人（3.9%）減）。他方、有前科者率は、平成10年以降27%～29%台で推移している。19年の有前科者の前科数を見ると、前科1犯の者の比率が39.4%と最も高いが、前科5犯以上も23.0%を占めている。

平成19年の主要罪名別起訴人員中の有前科者率を罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反、暴力行為等処罰法違反では60%を超えている。また、有前科者のうち、犯行時に執行猶予中であつた者の比率を罪名別に見ると、横領、窃盗、覚せい剤取締法違反の順で高い。

平成14年における出所受刑者について、同年から19年までの間、各年末までに再入した者を出所事由別に見ると、満期釈放者の方が仮釈放者よりも再入した者の比率が高く、また、再入までの時期も短い。

保護観察期間中に再犯をして刑事処分を受けた者の人員の比率は、仮釈放者については1%前後で推移していたが、平成19年は0.6%と、最近10年間で最も低くなった。また、保護観察付執行猶予者についても、再処分率は35%前後で推移していたが、19年は前年よりも3.7ポイント低下し、仮釈放者と同様に最近10年間で最も低くなった。

第 2 編 犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策

1 研究の対象

本研究では、①戦後約60年間の電算犯歴（検察庁における電子計算機により把握している有罪の確定裁判（前科）に関する記録）及び②矯正・更生保護関係の統計資料を対象に、罪名、年齢、再犯期間など犯罪者及び犯行の属性等と再犯の関係、時代背景の変化と再犯現象、そして一定年生まれの者に関する犯歴の縦断的追跡調査など、再犯の実態及び再犯要因等について総合的に探求した。

電算犯歴には、我が国に本籍を有する自然人（明治以前の出生者を除く。）に対し、昭和23年（1948年）以降現在までの間に、我が国の裁判所が有罪の言渡しをして確定した裁判が登録されている。今回の研究では、23年（1948年）から平成18年（2006年）9月30日（以下、本編において「基準日」という。）までの間に確定したものであつて、刑法上の過失犯及び危険運転致死傷罪並びに特別法上の道路交通に係る犯罪の犯歴を除いたものから、初犯者・再犯者の区別をせず、かつ前記の全期間を対象とした犯歴100万人など9つの犯歴を無作為に抽出し、これらを対象として、再犯

の全体像や経年による再犯の傾向の変化等を見ることとした。刑法上の過失犯は、再犯研究の主眼である故意犯ではなく、道路交通事犯は、刑法犯とは性質を異にする面があることを踏まえ、研究対象から除外した（第2編第1章）。

2 問題関心と用語の定義

本研究においては、効果的な犯罪対策に資する資料を提供するため、まず、マクロな量的観点から、日本において、戦後、①初犯・再犯を含めて、どのような罪種の犯罪が多く行われているか（第2編第1章）、②初犯者と再犯者がどのような割合で存在し、それが犯罪の件数にどのように影響しているのか（第2編第2章）、について概観した。その上で、質的な観点から、再犯者について、罪名、年齢、量刑、再犯期間、刑事処分の類型に応じた処分後の成り行き、長期間にわたる傾向の変化を基本的な分析枠組みとして、③罪名別の再犯の傾向（一般的再犯、同種再犯）（第2編第4章第1節）、④年齢層別の再犯傾向（第2編第4章第2節1、3～5）、⑤再犯者化の実態（第2編第4章第2節2）、⑥量刑の変化と再犯への影響（第2編第4章第3節）、⑦再犯期間の短い年齢層と罪名（第2編第4章第4節）、⑧重大犯罪に至った再犯者の特徴（第2編第4章第5節）、⑨執行猶予又は仮釈放となった者の再犯傾向（第2編第5～6章）、⑩出生年別に見た犯歴（第2編第7章）について分析した。

本研究において初犯、再犯は、犯歴の有無を基準として判断しているため、通常用語例よりも狭い。すなわち、「初犯者」とは、その生涯において、犯歴上、有罪の確定裁判を1回だけ受けた者、「再犯者」とは、有罪の確定裁判を2回以上受けた者をいう。確定裁判を経ない限り、犯歴ありと計算されない。通常用語例では、警察における検挙や検察庁における起訴猶予・不起訴の処分を受けた経歴（前歴）を含め、文字どおり犯罪をして初めて刑事司法機関による検挙等の対象となったことをもって、初犯と再犯の区別としている場合が多いので、それよりも狭い範囲を対象としている。そのため、1回目の犯歴を1犯目、2回目の犯歴を2犯目と呼び、犯歴の回数を合計して「総犯歴数」とした。

①罪名を問わず再犯自体をする危険性を示す「一般的再犯危険性」の高さ、並びに、②同じ罪名の犯罪を繰り返すという観点から、「同一罪名再犯危険性」（1犯目と全く同じ罪名のみを反復する傾向）及び③「同種再犯危険性」（1犯目と同じ罪名の反復及び1犯目と異なる罪名の反復という傾向を併せ持つこと）の高さを分析の基準とした。同一罪名又は同種再犯危険性の有無及び強さを正確に把握することは、そのような特定の傾向に対して専門的処遇によって働きかけるための対象を明確化する上で重要である。

「再犯期間」とは、犯罪者が身柄を釈放されるなどして再犯を行う可能性が生じた時点から、次の犯罪（再犯）に対する裁判が言い渡された日までの期間をいう（第2編第1章）。

3 戦後の犯罪動向の概観

どのような犯罪が全体として多く行われているのか、罪名別件数の構成比を基準に見ると、傷害及び暴行の粗暴犯、窃盗並びに覚せい剤取締法違反の占める比率が高い（2-1-1図）。戦後のそれぞれの時期において、多数を占めてきた犯罪の経年変化に関し、おおむね10年ごとに、そ

れぞれの年に有罪が確定した者の罪名上位10位までを、①自由刑（懲役，禁錮，拘留）又は②財産刑（罰金，科料）を言い渡された者に分けて概観すると（2-1-2表），①では，窃盗が一貫して第1位，昭和55年（1980年）以降は，覚せい剤取締法違反が継続的に第2位で，第3位から第5位までの罪名（傷害，詐欺，恐喝）は経年変化がない。②では，傷害が一貫して第1位，順位に変動はあるが，暴行がそれに次ぐ順位となっている年が多いが，それ以外の罪名では，経年変化が大きい。

4 初犯者と再犯者の量的傾向

総犯歴数別の人員及び犯歴の件数の構成比に関して初犯者と再犯者を比較すると，総犯歴数別の人員構成比では，初犯者が約70%を占めているのに対して，再犯者は，約30%にとどまっている（2-2-1図）。ところが，総犯歴数別の犯歴の件数構成比を見ると，初犯者による犯歴の件数は約40%にとどまるのに対して，再犯者による犯歴の件数は約60%を占めている。このことは，約30%の再犯者によって，過半数である約60%の犯罪が行われているという事実を示しており，それが，刑事政策として再犯者対策が重要であることを端的に根拠づけている。

5 近時の再犯の傾向

再犯の罪名別犯歴の件数構成比の推移（昭和51年（1976年）～平成17年（2005年）の30年間）によると，自由刑では，昭和52年（1977年）以降，窃盗の比率が最も高く，次いで，覚せい剤取締法違反，傷害，詐欺，恐喝の順であり，財産刑では，傷害の比率が最も高く，次いで，暴行，風営適正化法違反が上位を占めることが多かった（2-3-1-2図）。

年齢層別の再犯傾向では，多数回再犯者の高齢化の進行が顕著な特徴として見られ，平成2年（1990年）に裁判時に50代の者は36.2%であったが，平成17年（2005年）には，それが41.2%と各年齢層の中で最も高く，次いで60代が32.8%となり，他方，40代以下の多数回再犯者の比率は低下している。

1犯目の者の再犯率の変化を，平成2年（1990年）と12年（2000年）で比較すると，「20～24歳」の年齢層を除くすべての年齢層において，12年（2000年）に1犯目を行った者の方が，2年（1990年）に1犯目を行った者よりも再犯率が高い。すなわち，ほとんどすべての年齢層において1犯目の者が再犯者へ移行しやすくなっており，近時の再犯傾向の高まりを，実証的に根拠づけるものとなっている（2-3-2-3図）。

6 罪名別再犯の傾向

罪名を問わず再犯自体をする危険性を示す「一般的再犯危険性」の高さを基準に，罪名別の再犯率を見ると，上位から順に，窃盗（44.7%），覚せい剤取締法違反（41.6%），傷害・暴行（33.2%），強盗（32.2%），強姦（32.0%）などとなっている。他方，同じ罪名の犯罪を繰り返すという「同一罪名再犯危険性」（1犯目と全く同じ罪名のみを反復する傾向）及び「同種再犯危険性」（1犯目と同じ罪名の反復及び1犯目と異なる罪名の反復という傾向を併せ持つこと）の高さを見ると，状況は変わって，覚せい剤取締法違反の同一罪名再犯危険性が最も高く（19.4%），窃盗（17.7%），

風営適正化法違反（16.7%）及び傷害・暴行（11.9%）がそれに続いている。強盗及び強姦は、それぞれ0.8%、1.4%にすぎず、同種再犯危険性まで含めても、2.0%、3.0%に留まっている。

以上のことから、強盗及び強姦の「一般的再犯危険性」は比較的高いものの、一般人の認識と異なって、「同一罪名再犯危険性」及び「同種再犯危険性」は低い（2-4-1-1図）。

効果的な罪名別再犯対策を考えるには、罪名ごとに「一般的再犯危険性」、「同一罪名再犯危険性」及び「同種再犯危険性」を厳密に区別して、それぞれの実態に適合した対策が必要である。

7 年齢犯罪曲線と再犯継続率及び多数回再犯者化

1犯時の年齢が20歳から64歳までの間の者について、約50年間の犯歴を追跡調査し、各年齢層で犯罪を始めた者のうち、どの程度の比率の者が犯罪を続けているのか（再犯継続率）を分析すると、20代前半で犯罪を始めた者の再犯継続率は他の年齢層に比べて最も緩やかな減少率を示した。この減少傾向は、新たに犯罪をする者が発達・加齢に伴って減少し、他方、犯罪をしてきた者であっても加齢に伴い再犯を止めるという、年齢犯罪曲線を表していると考えられる（2-4-2-1-1図）。

他方、この図には、加齢に伴って犯罪を止めない者も示されていることから、1犯目の裁判年次別に、どの年齢層の、どの程度の比率の者が10犯以上の犯罪を繰り返す多数回再犯者化しているのかを、1950年代から1990年代までを10年単位で区切り、その間に1犯目を行った者が、その後、基準日（2006年9月30日）までに何回犯罪をしたのかを分析した。その結果、1950年代から1970年代に20代前半（20歳から24歳）の者として1犯目を行った者のおおむね5%（4.6%～4.9%）が多数回再犯者化していることが確認された（2-4-2-1-3表）。

以上により、20代前半の者の中で、将来、多数回再犯者化し得る者を、実証的根拠に基づく再犯危険性評価基準により、可能な限り早期・的確に識別して、それらの者に集中的対策を講じることが効果的であろう。

8 長い期間から見た再犯の年齢層別分析

同一犯罪者（昭和3年（1928年）～昭和11年（1936年）生まれの者22万9,089人）のすべての犯歴を対象に、同一人のライフヒストリーを追いながら、前記基準日まで、ほぼ50年以上追跡して、その再犯パターン等の分析をした。その結果、①再犯者化は、1犯目の年齢が若いほど高く（2-4-2-2-1図）、②再犯者化群では、窃盗、詐欺及び覚せい剤取締法違反を犯す者が、統計的に有意な差異をもって、それぞれ非再犯者化群よりも多いこと（2-4-2-2-5図）、③20代及び30代で傷害・暴行を犯した者は、後年の再犯においても粗暴傾向を維持していること、④一部ではあるが20代及び30代であっても窃盗を反復する者が見られること、⑤40代及び50代では、窃盗及び覚せい剤取締法違反の反復傾向が高まることが分かった（2-4-2-2-7表～10表）。

したがって、再犯者化を防止するには、若年時にこれらの罪名を犯した者に重点的な対策を採ること、年齢層に応じて反復する犯罪の内容が異なることから、それを念頭に置いた対応が必要である。

9 裁判時少年

少年時（16歳～19歳）に刑事裁判で有罪判決を受けた者（裁判時少年）について、その後の再犯状況の実態について特徴を見ると、彼らは、それまでにも非行を行い、保護処分によって指導を繰り返し受けながら更生できずにいるか、あるいは犯罪自体が悪質重大であるなど、犯罪・非行性がかなり進んでいる場合が多い（2-4-2-3-3図）。

裁判時少年は、他の年齢層に比して再犯率、同種再犯率が高く（2-4-2-3-4図）、再犯期間は短いことから（2-4-2-3-6図）、刑事施設から出所させる際には、特に、出所後の半年から1年以内に重点的な働きかけが重要となろう。

10 若年者

①若年者の中でも取り分け20代前半に1犯目をした者は、その後3犯目以上の犯罪に進む比率が高く（2-4-2-1-3表）、②それらの者の中で、傷害・暴行、窃盗、覚せい剤取締法違反を行って20代前半に刑務所に初めて入った者は、既に少年時の保護処分歴のある者が多い（2-4-2-4-3図）。それゆえ、①現在これらの年齢層にある者及び②これらの年齢層に1犯目をした者（現在は年長者）に対して、強化した再犯防止策が必要であると考えられる。

11 高齢者

年齢犯罪曲線に反して増加が著しいのは、高齢に至って、初めて、粗暴犯を行う者の急増傾向であり、また、財産犯型の初犯も、粗暴犯型の初犯に次いで近時高い増加率を示している（2-4-2-5-6図）。高齢再犯者では、窃盗を反復する者の割合が、他の罪名に比べて際立って高く（2-4-2-5-9図）、高齢多数回再犯者にその傾向が顕著に見られる（2-4-2-5-10図）。総犯歴数が増えるにつれて、調査対象高齢犯罪者の比率は高くなっており、10犯以上の多数回再犯者の場合、16.7%の者が、高齢期に入ってから犯歴を重ねている（2-4-2-5-2図）。特に、若年時に1犯目を行い以後継続して高齢犯罪者となっている者については、若年時の徹底した再犯防止策こそ、このような多数回高齢再犯者の発生防止の効果的対策であることを示唆している。それから、絶対数は少ないものの、高齢になっても薬物乱用が止められない者がいる。

高齢犯罪者の再犯期間は、他の年齢層に比べて、かなり短い者が過半数を占め、約半数の者が1年以内という短期間内に再犯に至るので、その間に、再犯防止対策を集中して行うことが効果的であろう（2-4-4-1図）。

12 量刑

犯歴の回数と量刑の重さについては、犯歴の回数を重ねるにつれて量刑も重くなる傾向が、犯罪全般と特定の罪種に共通して見られた（2-4-3-1図①）。再犯者数については、犯歴の回数を重ねるにつれて、犯罪全般及び特定の罪種に共通して大幅な減少が見られた。他方、再犯期間については、種類を問わず犯罪を反復した者（犯罪全般）、同一罪名再犯危険性として窃盗のみ又は覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者については、犯歴の回数を重ねるにつれて短くなる

傾向が見られた。傷害のみを繰り返した者については、犯歴の回数を重ねるにつれて、1年以内又は2年以内の再犯期間の者が増えて、若干、再犯期間が長くなる傾向が見られるが、6～10犯目においても罰金が約69%を占めており、また、犯歴の回数によっても再犯期間の長短に特段の傾向は認められなかった（2-4-3-1図②～④）。

13 再犯期間

年齢層別の再犯期間について、2年以内の再犯率で比較した特徴としては、①犯罪傾向が強いことが分かっている20代前半の再犯期間が47.1%と比較的短いこと、②55歳以上の再犯期間が、加齢とともに短くなる傾向が見られること（55歳～59歳で58.2%、65歳以上で75.5%）である（2-4-4-1図）。

罪種別の再犯期間では、罪種を問わない一般的再犯危険性として、2年以内にほぼ半数が再犯をしているのが、風営適正化法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反である（2-4-4-2図①）。傷害・暴行も、これらの罪名には及ばないものの2年以内に39.7%が再犯をしている。また、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害・暴行及び風営適正化法違反の同一罪名再犯危険性を見るために、これらの犯罪を1犯目に行った者が、2犯目に同一罪名の再犯をした比率を分析すると、風営適正化法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反については、ほぼ半数以上が同一罪名再犯を2年以内に行っており、他方、傷害・暴行では、再犯期間が2年以内の者が38.3%、5年を超えた者が34.4%と、比較的同一罪名再犯の期間が長い傾向が見られた（2-4-4-2図②）。

以上を踏まえた再犯期間別対策としては、分析で見られた再犯期間の短い年齢層並びに罪名別の一般的再犯危険性及び同一罪名再犯危険性の高い犯罪に重点を置くことが効果的である。

14 再犯者による重大犯罪

殺人、強盗、強姦の重大犯罪の犯歴を有する者について、他の罪名の犯罪を行った後に重大犯罪を行った者が有する犯歴の罪名には一定の特徴が見られ、例えば、他の罪名の犯罪を行った後に殺人を犯した者においては、傷害・暴行の犯歴を有していた者が他の罪名の犯歴を有していた者に比べて圧倒的に多く、その中には傷害・暴行の犯歴を複数有していた者も相当数いる（2-4-5-2図～3図）。

殺人、強盗、強姦のいずれにおいても、他の罪名の犯罪を行った後に初めてこれらの犯罪に及んだ者の方が、1犯目に初めてこれらの犯罪を行った者と比較して、再犯率、同一罪名再犯率とも相当高い（2-4-5-8表～10表）。

殺人、強盗、強姦のいずれにおいても、初めてこれらの犯罪を行ったときの年齢を見ると、若年層が多い（2-4-5-11図）。

15 執行猶予

保護観察付執行猶予者について、年齢層別に、執行猶予期間中の再犯による再処分率を見ると（平成8年～17年の間の保護観察終了者）、年齢層が低い者ほど再処分率が高くなっており、特に24歳以下の者の再処分率は他の年齢層の者と比べて一際高く、過半数が処分を受けていた（2-

5-2-1 図)。

罪名別に単純及び保護観察付執行猶予者の成り行きを見ると(2-5-2-4 図), ①覚せい剤取締法違反は, 執行猶予率が分析対象とした9罪名の中で第1位であるが, 他方, 取消率も, 単純猶予は第1位, 保護観察付猶予は窃盗に次いで第2位の高さであった。また, 実刑となった者の再犯率は窃盗に近い高さであり, 単純猶予取消となった者を8ポイント以上も上回った。②窃盗の執行猶予率は, 覚せい剤取締法違反に次いで第2位の高さで, 取消率を見ると, 単純猶予では9罪名中第2位, 保護観察付執行猶予では第1位であった。再犯率は, 単純猶予期間満了者と実刑では9罪名の中で第1位, 保護観察付執行猶予等においては第2位の高さであった。これらの2罪名は, 同種再犯率が高く, 比較的短期間で処分に至ることが多い。③傷害・暴行の再犯率は, 9罪名の平均よりやや高く, 1犯目で執行が猶予された者であっても, 再犯危険性は相対的に見て高い。1犯目を執行猶予に付す際には, このような年齢層別, 罪名別の再犯危険性を念頭に置いて処分を決することが求められよう。

16 仮釈放

罪名別仮釈放取消率は, 窃盗が分析対象とした10罪名の中で際立って高い11.3%であり, それに, 詐欺(6.9%), 覚せい剤取締法違反(6.4%)が続いている。刑事施設出所者中に占める人員の構成比(平成8年~17年の累計)で見ると, 窃盗(29.6%)及び覚せい剤取締法違反(26.0%)が第1位及び第2位であり, これら2罪名で全体の55.7%を占めている。

満期釈放者との成り行きと比較では, 仮釈放者は, 満期釈放者と比べ, 出所後再犯に及ぶ比率が低く, かつ, 再犯に及ぶまでの期間も長かった。他方, 仮釈放者と満期釈放者の同種再犯率を見ると, 罪名によって, 満期釈放者の方が高いものと仮釈放者の方が高いものがあり, 両者に傾向の差異は認められなかった。

職業の有無と罪名別の仮釈放者の成り行きとの関係では, 仮釈放が取り消された者の保護観察終了時の就労状況は, いずれの罪名においても50%以上が無職であり, 特に, 窃盗や詐欺といった財産犯においては80%以上と相当高かった。

17 出生年別に見た犯歴

出生年別の研究方法は, コウホート研究と呼ばれている。今回は, 100万人初犯者・再犯者混合犯歴(全期間)を対象に, 昭和3年(1928年)から昭和40年(1965年)までの間に生まれた者が20歳になって以降の犯歴を20年以上追跡することにより, 38の各年次別の犯歴の状況を比較した。この38年間には, 我が国社会全体が戦中・戦後の混乱期にあった時期が含まれており, 調査対象者がそれらの時代背景から受けた影響が犯罪行動(犯歴)にどのように反映しているかを分析した。

戦中・戦後の混乱期に生育した世代(おおむね昭和8年から22年(1933年~1947年)までに生まれた者)は, その前後の世代よりも平均犯歴数(2-7-4 図), 常習的犯罪者の占める比率(2-7-7 図), 合計犯歴件数(2-7-8 図)等の比較から, 犯罪を繰り返し, より多くの犯歴(前科)を重ねやすかったものと見られ, 社会情勢の混乱が犯罪率の上昇に相当の関連性をもっている。

ると推察される（2-7-10図）。

第3編 実地調査に基づく諸外国における再犯防止対策

第2編の分析結果を踏まえて、ここでは、日本よりも犯罪状況の深刻な欧米における犯罪予防、再犯防止のための諸施策について、まず総論として、欧米を中心とした諸外国における研究及び施策の動向、実証的根拠に基づいて効果が認められた処遇方法、調査対象国において特色の認められる施策・処遇の概要について検討した。続いて、実地調査を行った、米国、カナダ、英国及びオーストラリアについて、統一した調査項目の下、①20代（特に20代前半）の若年犯罪者に対する効果的犯罪予防及び再犯防止策、②高齢犯罪者に対する効果的再犯防止策、③常習犯罪者（persistent offenders）に対する効果的再犯防止策、④多機関連携の下での施設内処遇から社会内処遇、施設内処遇又は社会内処遇からアフターケアへの継続的処遇（through care）の効果的実践、⑤同種再犯の多い窃盗犯、暴力犯罪者、薬物乱用者に関する効果的処遇プログラム、⑥実証的根拠に基づく実践によって効果が立証された犯罪予防及び犯罪者処遇プログラム、⑦多機関連携と社会資源の活用による犯罪者処遇の多様化の実情等に関して調査した。

1 総説

調査対象国を含む欧米における研究・施策の動向としては、一方で、1970年代後半以降の英・米における処遇効果懐疑論に基づく適正な応報（just desert）を旨とした犯罪者に対するより厳格な刑罰の適用政策（get tough policy）が見られる。他方、1980年代以降、北米、英国、オーストラリア等における実証的根拠に基づく実践（Evidence-based Practice, EBP）の考え方の普及に伴い、精度の高い実験的手法に基づく実証研究とそれらの結果を統計的に客観的・科学的に比較するメタ分析（meta-analysis）研究が集積され、それらが実務の改善に反映されてきた。その結果、再犯減少効果が実証的に確認された処遇方法の概要は次のとおりである（3-1-2-1表から2-3表）。

(1) 成人

①施設内又は社会内における認知行動療法（性犯罪者を対象とするものを含む）、②ドラッグ・コート、③監視ではなく処遇に重点を置いた社会内での集中的指導監督プログラム、④社会内での雇用支援及び職業訓練、⑤刑務所内における治療共同体を含む薬物乱用者処遇、⑥刑務所内での職業訓練及び初等・中等教育、⑦刑務所からの外部通勤プログラム

(2) 少年

①再犯危険性の低い犯罪者に対する少年ダイヴァージョン事業、②保護観察における機能的家族療法、③その他の家族療法プログラム、④攻撃性置換訓練、⑤ティーン・コート（Teen Courts）、⑥少年犯罪者に対する認知行動療法（性犯罪者を対象とするもの、少年の行動変容プログラムを含む。）、⑦少年ドラッグ・コート、⑧少年犯罪者に対する修復的司法プログラム、⑨機関間連携プログラム、⑩少年犯罪者に対するカウンセリング／心理療法、⑪少年の教育プログラム、⑫少年に対する生活技能教育プログラム、⑬支援等のサービスを伴ったダイヴァージョン

2 米 国

前記の厳格な刑罰の適用政策の結果、米国の刑務所人口は1980年代から一貫して現在まで増加を続け、2007年末現在、229万3,157人が連邦・州・郡の刑務所に拘禁されている。他方、過剰拘禁対策としての仮釈放者数の増加にもかかわらず、仮釈放の失敗率は高く（刑務所再収容41%、所在不明9%など、2002年）、かつ、釈放後3年以内に、約3分の2の仮釈放者が逮捕されている。そこで、刑事政策の基本方針を転換し、拘禁刑重視から犯罪者の地域社会への再統合（re-entry）促進を目指して、連邦法である「2007年第2の機会法（the Second Chance Act of 2007）」が2008年4月に成立した。また、このような再統合を促進するための刑事司法的観点からの社会資源の再配分のために、「刑事司法再投資（justice reinvestment）」という考え方が全米において定着しつつある。これらとは別に、犯罪を行った精神障害者に対する適切な処遇を目指して1980年代に始まった「治療的法学（Therapeutic jurisprudence）」は、その後、刑事司法の各段階に展開し、全米において、世界初のドラッグ・コートをはじめとする多様な問題解決裁判所（problem solving court）の開設を促した。これらの活動は、犯罪多発地帯の生活の質を全体として向上させることにより、再犯防止や犯罪予防の実現を図る、「地域に根ざした刑事司法（community justice）」の隆盛となっても現れた。

今回の実地調査及び広範な資料収集においては、ワシントン DC の国立刑事司法研究所、連邦行刑局のほか、犯罪者の地域社会への再統合のための総合的な取組の研究のためにメリーランド州モンゴメリ郡矯正局関連施設、地域に根ざした刑事司法の取組として世界的な著名なニューヨーク市のレッド・フック（Red Hook）地域司法センターなどを訪問し、調査研究した。なお、このセンターの方式は、レッド・フック・モデルとして、全米及び世界各地に展開されており、今回の調査では、このモデルに基づく英国及びオーストラリアの例も同時に調査した。

3 カナダ

カナダの犯罪者処遇は、20年余前から、一貫して、実証的根拠に基づく実践を目指しており、そのための実証研究やそれらに基づいた各種の犯罪者の再犯危険性評価基準（LSI-R, YLSI, Static-99, Stable 2007, Acute 2007 ほか）、認知行動療法に基づく各種の処遇プログラム、薬物乱用者や性犯罪者に対する専門的処遇プログラムなどが生みだされてきた。これらの多くは世界各国で採用され、導入した国々における効果検証の研究も行われて、その有効性が確認されている。日本においても、平成18年（2006年）に、カナダの性犯罪者処遇プログラムを施設内処遇において導入した。

今回の調査研究においては、効果的な再犯防止対策に資する実証的根拠に基づく実践について、新しい犯罪予防・犯罪者処遇プログラム開発の最前線から、犯罪者処遇に関する情報共有のための全国的な刑事司法データベースの構築に至るまで、オタワの公共安全省矯正保護研究部、公共安全省連邦矯正局、公共安全省国立犯罪防止センターにおいて調査した。また、施設内処遇から社会内処遇への円滑な連携によって、犯罪者の社会への再統合を促進するための継続的処遇の実践について、多機関連携の実際や中間処遇施設を活用した刑務所からの移行期処遇体制などについて、オタワ及びバンクーバーの仮釈放事務所、バンクーバー及びチリワックの更生保護施設の

訪問等によって調査した。

4 英国

英国（原則としてイングランド及びウェールズ）では、1980年以降、2003年にピークを迎えるまでほぼ一貫して犯罪認知件数は増加し、その間に2倍以上となった。そのため、1996年3月に議会に提出された白書「公衆の保護－イングランド及びウェールズにおける犯罪に関する政府の戦略」において、政府の第一の責務は、法と秩序の維持による国民の保護であるとして以降、犯罪に対するより厳しい姿勢が政策として打ち出されるようになった。それらは、1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）、1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）、2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）など一連の法律制定と犯罪者処遇機関の大幅な機構改革となって具体化された。他方、犯罪対策の重点を、第3次予防（再犯防止）から第2次予防（特定の犯罪を行う危険性のある者への早期介入）へシフトすることにより、犯罪発生後に対応することによる費用の削減と問題行動を起こした者の早期の社会への再統合を促進する試みや施設内から社会内処遇への継ぎ目のない円滑な継続的処遇体制の構築など、米国同様、犯罪者の社会再統合に重点を置いた施策も展開されている。

今回の調査では、犯罪者処遇のための多機関連携が法律に基づく制度として行われている例（多機関公衆保護協定、MAPPA）、前記の犯罪対策の重点シフト（第3次から第2次予防へ）の例（反社会的行動命令（ASBO）により犯罪をいわば芽のうちに摘み取る）、処遇資源の効果的集中を可能とする頻回犯罪者プログラム（PPO）、米国のレッド・フック・モデルを導入した北リバプール地域司法センター、継続的処遇の円滑な実現を図る全国犯罪者処遇モデル（OMM）などについて、刑事施設の訪問も含めて、ロンドン及びリバプールにて調査した。

5 オーストラリア

オーストラリア国内で最大及び第二の人口を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州いずれにおいても、近年、刑務所収容人員の増加とそれに伴う収容コスト増加が問題視され、効果的な再犯防止策が州政府の重要方針とされてきた。オーストラリアでは、英・米・加における実証的に根拠に基づく実践を取り入れて、同国の国情ないし地域の事情に合わせた独自の展開を行っている。

これら二つの州では、各種犯罪者処遇プログラム及びその実施環境の整備、電子情報データベースによる関係機関の情報共有、早期介入策の強化、施設内から社会内への移行支援の強化（post release services）等が、近年大胆に進められている。また、ヴィクトリア州においては、米国のレッド・フック地域司法センターを参考として、2007年に、オーストラリア初の近隣司法センターが試行的に開設され、地域に根ざした司法のワン・ストップ・サービスを目指している。

今回は、これらの州における実践について、ヴィクトリア州矯正局及びその関連施設、メルボルンの近隣司法センター、ニュー・サウス・ウェールズ州犯罪統計調査局（シドニー）及び同州の矯正施設、中間処遇施設などを訪問し、処遇プログラムの構成や内容だけでなく、実施方法や実施環境（専用の居住地区に移送するなど）、犯罪者に対する薬物乱用等本格的な処遇プログラム

開始前に、その参加意欲を高めるための事前の機付けプログラムの実施、プログラム実施者のプログラム内容への忠実性への配慮など処遇プログラムの実効性を高めるための工夫等について調査した。

第4編 再犯防止対策の現状・課題・展望

最終の本編では、以上を踏まえて、①再犯防止対策の今日的意義、②再犯者の実態と効果的な再犯防止対策の在り方、③今後の日本における再犯防止対策に関して、分析の総括と実証的根拠に基づく実践の観点に基づいた検討・考察を行った。

1 実証的データに基づく再犯防止対策の今日的意義

今回の犯歴分析から、約30%の再犯者が、全犯罪の約60%を行っており、初犯者に比べてはるかに大きな脅威と被害を日本社会に与えていることが判明し、ここに、刑事政策における再犯防止対策の必要性と重要性の根拠が存在する。また、人員では1%に満たない10犯以上の多数回再犯者(0.8%, 8,398人)が、6.4%(10万8,201件)の犯罪を行っていることから、再犯者の中でも多数回再犯者対策が一つの重要な柱である(第2編第2章)。

2 再犯防止対策の要点と今回の研究の位置づけ

諸外国の研究成果を踏まえた再犯防止対策の要点は、次のとおりである。

- (1) 犯罪者処遇は、実証的根拠に基づいて効果が確認された(再犯減少効果が認められる)処遇方法を用いるべきこと(実証的根拠に基づく実践, evidence-based practice)。
- (2) 犯罪者処遇は、最も処遇効果の高い者に対して優先的に実施されるべきこと(処遇効率及び費用対効果)。

最も処遇効果の高い者とは、再犯危険性の高い者であり、人数比で少ない再犯危険性の高い者を再犯危険性評価によって絞り込み、それらの者に対して処遇を重点的に行うことによって、それらの者が実際に犯罪を繰り返す前に、その再犯者化の防止に成功すれば、将来に向かって、再犯による被害者を減少させ、かつ、再犯に係る社会的コストを大幅に削減することができる(第3編第1章3-1-2-3表参照)。

重点的処遇の対象とすべき者は、①年齢層別では、20代前半の若年者で刑務所入所歴のある者の一般的再犯危険性が高く、②罪種別では、窃盗、傷害・暴行、覚せい剤取締法違反を犯した者の同一罪名又は同種再犯危険性が高く、③処遇態様別では、仮釈放者よりも満期釈放者の、仮釈放者については保護観察終了時無職の者の一般的再犯危険性が高く、無職の者の中では窃盗など財産犯を犯して受刑し仮釈放された者の一般的再犯危険性が高く、④再犯期間別では、20代前半及び55歳以上の者の再犯期間が短い。

- (3) 再犯防止のための犯罪者処遇は、実証的根拠に基づく再犯危険性の程度に応じて実施されるべきこと(RNRの原則)。

このような犯罪者の再犯危険性を確実に把握するには、第3編の随所で触れた、再犯危険性評価基準(Risk and Needs Assessment Scale)を用いて、当該犯罪者の①Risk(静的再

犯危険性)と② Needs (動的再犯危険性)を評価し、処遇によって改善可能な動的再犯危険性の具体的内容を特定した上で、③当該犯罪者に最も適した処遇方法を選択して (Responsivity, 応答性)、当該犯罪者が抱えている動的再犯危険性に対して処遇を進めることが最も効果的である (RNR の原則)。

第2編の犯歴の分析は、これら再犯危険因子のうち静的再犯危険性に関するものを中心とし、矯正及び保護統計の分析には、動的再犯危険性に関するものも含まれている。

3 日本における再犯者の実態及び効果的な再犯防止対策の在り方

(1) 年齢層別再犯対策

① 若年者

多数回再犯者化防止対策としては、どのような条件を満たす若年者が多数回再犯者化するののかについて、今後、その属性等に関するより詳細な分析が必要である。しかし、裁判時少年及び若年の初入新受刑者で保護処分歴のある者については、後年、多数回再犯者化する可能性のある20代前半の者が含まれているであろうことは、特に裁判時少年については、今回の研究におけるそれら少年の成人後の犯歴の追跡調査結果から推測されるので、今後の研究は別として、現時点では、これらを再犯危険性の高い者として、重点的な処遇の対象とすることが相当と考えられる。

少年及び若年犯罪者に対して、諸外国で実証的に効果が確認された処遇方法の具体例として、教育と多面的な就労支援を合わせた包括的就労支援プログラムなど、十数種類を例示した。日本においても、施設内処遇における職業訓練及び教科教育、カウンセリング・心理療法、施設内処遇及び社会内処遇における就労支援など効果が確認された処遇方法は実施されているが、多機関連携プログラムについてはまだ緒に就いたところであり、今後、より広範囲かつ長期間対応可能な多機関連携体制の整備とその下での処遇の充実が必要と考えられる。また、少年時又は若年時から犯罪を繰り返している者については、できるだけ早期に、再犯危険性評価によってこれらの者を識別し、少年院又は刑事施設からの出所時には、その短い再犯期間を念頭に置いて、釈放後早期に重点的な働きかけを行うことが重要であるとして、効果が確認された例を複数掲げた。

少年・若年犯罪者は、その数が他の年齢層と比較して多いことから、これらの者が1犯目から2犯目に至ることを防止するだけで、量的に見て、かなりの再犯減少効果が期待でき、刑事司法全体にとって相当程度の負担軽減となる上、長期的に見て、日本社会を担う人材の育成に寄与すると考えられるので、少年・若年犯罪者で無職の者に集中的に就労支援を行うことが効果的であろう。

② 高齢者

高齢犯罪者は、若年者と異なって、高齢になってから1犯目をした者が犯罪を繰り返す確率は低い。他の年齢層との比較におけるかなり短い再犯期間及び初犯者を中心とした高齢犯罪者の一般刑法犯検挙人員の高い増加率が問題である。

再犯期間については、47%の者が1年以内に再犯に至っている。この再犯危険性の高い時期に、福祉・保健・医療等の関係機関・団体と刑事司法機関が緊密に協力する多機関連携体制による支援を行うことが重要である。

しかし、満期釈放の高齢者の場合には、刑事施設在所中から、刑事施設側に福祉・保健等の有資格者を配置して、帰住予定地の福祉等機関・団体と連絡を密にする等、釈放直後の最も再犯危険性の高い時期をホームレスにならずに過ごせるような支援策を講じることが効果的と考えられる。仮釈放対象者については、一定の場合に、地域の福祉・保健・医療関係機関との緊密な連携体制構築を前提に、福祉等機関による保護に移行するまでの比較的短い期間に限定し、一種の中間処遇としての収容保護を検討する余地もあるのではないかと考える。

調査対象国のような、刑務所からの釈放に際しての継続的処遇体制全般の整備、釈放後、対象者の置かれている段階に応じた支援体制の整備が重要と考えられる。

(2) 罪種別再犯対策

1 犯目の罪名を基準として、①同一罪名再犯危険性の高い犯罪は、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害・暴行であり、②再犯期間の短い犯罪は、覚せい剤取締法違反及び窃盗が中心的であるが、傷害・暴行についても、一部、再犯期間の短い者が見られる。

① 窃盗

窃盗は、認知件数及び再犯者数ともに極めて多いが、これまで、体系的にその再犯防止対策が検討されてきたことはなかった。しかし、その対策を考えるためには、今後、まず、1犯目の者又は初犯で終わっている者と再犯者とを区別しつつ、その手口、動機、年齢、性別、生活環境などを総合した、窃盗発生要因についての実証研究を行うことが重要である。

調査対象国の一部では、認知行動療法をベースにした「道徳的再動機付け療法 (Moral Reconnection Therapy, MRT)」の実施に際して、それと同時に認知行動プログラム的一种である、窃盗の再犯防止プログラムを行うことができるようになっている例があるものの、数は多くない。また、生活苦が原因の窃盗の場合、これらの処遇方法と併せて、経済的な支援体制を充実させることが、その再犯防止に効果的であると思われる。

窃盗は、量的観点から見ても、その再犯を減少させることができれば、社会的コストを大きく削減することが可能であるので、今後の具体的対策の実施が重要である。

② 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反で実刑を受けた者に占める使用又は使用目的所持の者の比率は、昭和60年(1985年)から平成15年(2003年)までの間、一貫して90%を超えている。しかし、薬物乱用者対策として、通常の刑事罰のみでは、乱用防止効果に乏しいことが本研究から明らかとなった。覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者に関して、罪種別・犯歴の回数と量刑の重さの変化及び犯歴の回数と再犯期間の変化を分析すると、回数を重ねるにつれて、量刑は重く、再犯期間は短くなる。仮に、通常の刑事罰が効果的であるならば、再犯期間は長くなるはずであるが結果は逆であった。この結果、2000年以降過剰収容状態が続いている刑事施設での受刑者に占める同法違反者数は、近年継続的に、男子新受刑者のおおむね20%前後、女子では30~40数%に上っている。

そこで、日本の状況や法制度を踏まえつつ、欧米やアジア諸国で導入され、実証的に効果が認められた、薬物乱用者に対する強制的処遇プログラム(一種のダイヴァージョン・プログラムに、薬物乱用者に対する専門的処遇を法的に強制する方法)を導入すれば、①乱用の早期に専門的薬物乱用者処遇を受けさせることにより同一罪名再犯の減少を図り、②刑事施設の過剰収容解消に

貢献し、併せて③費用対効果の面でも刑務所収容に比べて節約が期待されると考えられる。

③ 傷害・暴行（重大な暴力再犯の防止）

傷害・暴行を犯した者には、比較的再犯期間の短い者が約40%含まれ、その中の相当比率の者が、比較的短期間で同種再犯に至っている上、その粗暴傾向は、矯正されることなく加齢を経ても維持され、一部の者は、後年、殺人や強姦などの重大犯罪を行っている。罰金及び単純執行猶予に付された者は、刑事司法機関による処遇を受けることなく釈放されているので、これらの者には、諸外国にみられるようなドメスティック・バイオレンスの加害者に対する処分と同様、刑罰の一部として又は刑罰とは別に、このような問題性に着目した専門的な暴力防止プログラムへの参加を、法的に義務づける制度の創設が検討されてもよいと考えられる。

保護観察に付された（仮釈放者を含む）粗暴犯については、2008年6月の更生保護法全面施行と同時に、保護観察所で実施する認知行動療法に基づいた「暴力防止プログラム」が導入されたので、今後、その効果検証が期待される。

4 今後の課題と展望

以上を踏まえて、ここでは、今後の日本における効果的な再犯防止対策を構築する上で、有用と考えられることについて、その要点を述べる。

(1) 実証的根拠に基づく実践の徹底

犯罪者処遇は、実証的根拠に基づいて再犯防止効果が確認された方法を中心とすることが必要であり、今後は、処遇の中心を、実証的根拠に基づいて効果が認められた方法にシフトするとともに、日本においても、実際に再犯防止の効果が認められるかについて、中・長期的視点に立った独自の効果検証のための実証研究を行うことが不可欠である。

(2) 処遇実施側の体制整備（処遇実践者のプログラムへの忠実性（fidelity））

調査対象国で現在問題となっているのは、実証的根拠に基づく実践を徹底し、再犯率減少の根拠が確認された犯罪者処遇プログラムを運用しているのに、なぜ、地域によって、効果（再犯率）に違いが生じるのかということである。これは、処遇実践者の処遇プログラムへの廉潔性（integrity）ないし忠実性の問題として、以前から認識され、現在カナダで大規模な実証研究が実施されている。日本において、今後、再犯防止効果が確認された方法を中心としていく場合、同時に、処遇実践者のプログラムへの忠実性の問題及びそのような忠実性実現を可能とする予算・人員等体制整備も同時に行うことが、本来予定された再犯防止効果を得る上で不可欠の前提となると考えられる。

(3) 犯罪者の再犯危険性評価の徹底と電子化された情報共有

このような処遇体制の前提となっているのは、①刑事司法の全段階における犯罪者の再犯危険性評価の実施及び②評価結果の関係機関における共有である。日本では、①は不十分であり、②は少年鑑別所に入所した者に対する資質鑑別以外、十分には実現していない。重点的処遇を要する対象を絞り込むには、刑事司法の早い段階で犯罪者の再犯危険性評価を行って、それに基づいて処分を決定し、その結果を処遇機関が引き継ぐというのが、最も効果的であり、かつ、社会的コストからも無駄が少ない。今後は、少年、成人を問わず、処分決定前からの犯罪者の再犯危険

性評価を行い、処遇の節目において、評価を繰り返し、最も非行・犯罪少年、犯罪者に適した処遇方法が、常に選択されるようにする必要がある。そして、このような評価結果を関係機関で共有するためには、①評価基準の統一(共通の様式に基づいた評価)及び②評価結果の電子化とデータベース化が不可欠である。

(4) 犯罪者処遇における多機関連携の徹底

犯罪者が抱える動的再犯危険性は、多様かつ重層的であり、薬物依存のように対応に長い時間的経過を要する因子もある。これらに幅のある対応を同時に行い、かつ、時間軸として、アフターケア段階まで見据えた対応を行うには、多機関連携方式以外に効果的な選択肢は存在しない。日本においても近時整備が進められつつあるが、今後、連携の範囲の拡大とそれらの体制の制度化のために、調査対象国に見られる社会資源連絡調整官のような専門官の導入も含めて、具体策が検討される必要があろう。

(5) 継続的処遇体制の整備(地域に根ざした刑事司法を含む)

拘禁刑の宣告を受けた者、ある程度の未決拘禁された者は、そのことによって、就労、住居を失う場合が多く、また、家族関係など人間関係にも重大な影響を受ける。この施設内から社会内への移行に際しては、生活全般の基礎が不安定な場合、釈放直後が、最も再犯危険性の高い時期であり、また、無職状態が続くことは、動的再犯危険性が高まることを意味している。日本の場合、特に、満期釈放者について、継続的処遇の観点から問題が少なくない。今後、最低限、満期釈放された者が、釈放直後の生活困難に直面しないため、刑事施設、保護観察所、福祉・保健・医療等関係機関・団体との密接な連携体制の構築が不可欠と考えられる。

(6) 犯罪者の処遇参加への動機付け

犯罪者の処遇参加への動機付けについては、いずれの国においても重要な課題となっている。例えばカナダの場合、犯罪者を単に処遇の対象としてではなく、問題解決に共に当たるチームメンバーと位置づけ、刑務所収容開始時から、受刑者本人、刑務官、刑務所駐在保護観察官がチームを構成して、本人の処遇計画について話し合いながら処遇を進める体制が採られ、受刑者本人の自己改善への動機付けを高めることにつながっている。保護観察官は、全員、動機付け面接(Motivational Interviewing)の研修受講を義務づけられており、施設内・社会内を問わず、犯罪者の更生意欲喚起に十分な注意が払われている。

処遇プログラムの効果を十全にするには、このような処遇を受ける側の準備が重要であり、前記の処遇実践者のプログラムへの忠実性(fidelity)とともに、今後の日本における処遇効果向上の前提として、対応が必要な事項であると考えられる。

(7) 今後の研究の充実

今回の研究では、先行研究で指摘されている点を含め、再犯者の犯行パターンに幾つかの類型が見られることが分かった。例えば、①再犯期間—集中型(短期間に犯罪反復)、間欠型(一定期間において犯罪反復)、再発型(若年時等に犯罪をした後再犯がないまま推移し中高齢になって再犯)、②犯罪歴—早発型(若年時から犯罪反復)、遅発型(中高齢になって1犯目をして以後反復)等である。現在、欧米の犯罪学では、犯罪者はなぜ犯罪を止めるのか(desistance)に関する研究が盛んである。日本においても、この観点を踏まえつつ、犯罪者が再犯をしなくなる要因につい

ての研究が、これらの犯行パターン研究の充実も図りつつ推進されていくことが期待される。

研究部長

城

祐一郎

—再犯防止に関する総合的研究—

	研 究 官	染 田 惠
	研 究 官	小 板 清 文
	研 究 官	鈴 木 亨
	研 究 官	郷 原 恭 子
	研 究 官	川 島 ゆ か
	研 究 官	水 上 太 平
	研 究 官	猪 間 徳 子
	研 究 官 補	岸 井 篤 史
	研 究 官 補	櫻 田 香
	研 究 官 補	小 林 美 智 子
法務省入国管理局参事官	(前 研 究 官)	山 田 利 行
北海道地方更生保護委員会事務局長	(前 研 究 官)	中 川 利 幸
関東地方更生保護委員会統括審査官	(前 研 究 官)	大 場 玲 子
法務総合研究所総務課庶務係長	(前主任研究調査官)	石 田 友 則
播磨社会復帰促進センター統括矯正処遇官	(前研究官補)	姫 田 卓 朗
新潟保護観察所保護観察官	(前研究官補)	明 石 史 子

目 次

はしがき	i
要旨紹介	ii
はじめに	5
第1編 最近の再犯者の実態	7
第1章 検 挙	9
第2章 検察・裁判	12
第3章 矯 正	15
第4章 保護観察	16
第2編 犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策	17
第1章 序 説	19
第2章 再犯者対策の重要性	26
第3章 近時の再犯の傾向	28
第1節 総 説	28
第2節 最近10年間の再犯の傾向	33
第4章 再犯者の実態	38
第1節 罪 名	38
第2節 年 齢	48
1 総 説	48
2 長い期間から見た再犯の年齢層別分析	55
3 裁判時少年	66
4 若年者	75
5 高齢者	79
第3節 量 刑	91
第4節 再犯期間	95
第5節 再犯者による重大犯罪	99
第5章 執行猶予	109
第6章 仮釈放	121
第7章 出生年別に見た犯歴	129
第3編 実地調査に基づく諸外国における再犯防止対策	141
第1章 総 説	143
第2章 米 国	174
第3章 カナダ	209

第4章 英国	237
第5章 オーストラリア	284
第4編 再犯防止対策の現状・課題・展望	343
第1章 再犯防止対策の今日的意義	345
第2章 日本における再犯者の実態及び効果的な再犯防止対策の在り方	348
第3章 今後の課題と展望	356

はじめに

1 再犯研究の必要性と重要性

日本の一般刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録した後、5年連続で減少したが、依然として相当高い水準にある。また、窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は16年まで増加を続け、その後3年連続して減少したものの、なお高水準にある。

このような犯罪情勢をもたらす原因となっている犯罪者の中には、生涯で1回だけ犯罪を行う者（初犯者）と繰り返して犯罪を行う者（再犯者）が存在する。このうち、再犯者が特に問題なのは、犯罪者に占める人員の比率が比較的低いにもかかわらず、事件数全体に占める事件数の比率は、初犯者のそれに比べて格段に高いからである。今回の調査においても、戦後の日本においては、約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われていることが判明している。この事実は、これまで、国内外の複数の実証研究において明らかにされてきた。

このような事実に基づき、犯罪対策において、再犯の防止は、非常に重要であり、古くから、刑事政策上の重要なテーマの一つとなっている。犯罪対策は、1犯目の予防と再犯の防止とに大別されるが、欧米では、それぞれの法制度の下、再犯者に対して、これまで多様な刑事政策上の施策が採られてきた。日本においても、依然厳しい犯罪情勢を改善する一つの効果的な方策として、再犯の防止に向けた有効な対策が不可欠である。

2 過去の研究（昭和53年版犯罪白書及び昭和63年版犯罪白書）の概要

法務総合研究所では、既に昭和53年版犯罪白書及び昭和63年版犯罪白書において、再犯の問題を特集として取り上げている。

昭和53年版白書では、当時の我が国の再犯現象について、刑法犯有罪人員総数中に占める再犯者の比率が減少傾向にあるなど、全体としては好ましい経過をたどっているが、その一方で、社会、経済の一般的繁栄にもかかわらず、これに背を向けるか取り残されるままに大小の犯罪を繰り返す一群の人々がいることを指摘した上で、適切な再犯対策を実施し、再犯者の改善更生・社会復帰を強力に推進することにより、再犯から社会を保護する必要性を強調した。

また、昭和63年版白書では、昭和53年版白書が取り上げた再犯一般の問題を踏まえて、その後の10年間における我が国の再犯現象を全般的に概観し、刑法犯有罪人員総数中に占める再犯者の比率は横ばい状態であるが、受刑者については、多数回の前科・受刑歴を有する者や中高年層の者が増加していることなどを指摘した上で、再犯者の中でも、特に10回以上の多数回にわたる前科を有する者又は6度以上の受刑歴を有する者に焦点を当て、

罪種別の属性、科刑状況及びその処遇の実態等を明らかにし、処分や処遇上の問題点を考察した。その結果、多数回前科者の特徴として、同一犯罪のみを繰り返す者は少なく、むしろ、機会に応じて多種類ないし異種類の犯罪を行っている者が多いことや、犯罪の初発年齢が25歳未満である者が多いことなどを挙げた。また、再犯対策として、科刑や処遇の在り方等に触れ、初期対策の重要性及び効果的な社会復帰支援策の必要性等を指摘した。

3 本報告書の構成

以上を踏まえて、本報告書では、第1編の「最近の再犯者の実態」において、刑事司法各機関の統計による最近の再犯者の量的傾向を概観した後、第2編の「犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策」において、①検察庁における電子計算機により把握している裁判の資料及び②矯正・更生保護関係の統計資料を対象とした、詳細な再犯分析を行った。続く第3編の「実地調査に基づく諸外国における再犯防止対策」においては、第2編の分析において明らかとなった、日本における再犯者対策の重点課題に関する効果的な犯罪予防及び再犯防止策について、米国、カナダ、英国及びオーストラリアにおける実地調査及び資料収集を通じて探求し、第4編の「再犯防止対策の現状・課題・展望」においては、それらを総合して、今後の日本における再犯防止対策に関して、分析の総括と実証的根拠に基づく実践の観点に基づいた検討・考察を行った。